

## 答 申

**第 1 審査会の結論**

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が平成 29 年 5 月 8 日付けで審査請求人に対して行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）において不開示とした部分のうち、別表に掲げる部分については開示すべきであるが、その余について不開示としたことは妥当である。

**第 2 審査請求に至る経過****1 開示請求の内容**

審査請求人は、平成 29 年 4 月 21 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対し公文書の開示請求を行ったが、このうち、本件処分に係る公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）は次のとおりである。

- (1) 平成 29 年 1 月に河川課が時間外に借り上げ車を利用した明細が解る文書及び石木ダム建設事務所が借り上げ車を利用した明細が解る文書。石木ダム建設事務所においては全日を指す。

**2 本件処分の内容**

実施機関は、平成 29 年 5 月 8 日付けで、条例第 7 条第 1 号、第 2 号及び第 5 号に該当するとして、以下の理由により本件処分を行った。

- (1) 個人に関する情報であり、公にすることにより特定の個人を識別することができるため
- (2) 法人に関する情報であり、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
- (3) 当該事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

**3 審査請求の経緯**

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し平成 29 年 5 月 9 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第 3 審査請求人の主張の要旨**

## 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が本件審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 今回の部分開示の理由として「当該事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」と記載されているが、具体的な業務の遂行には全く触れられていない。
- (2) 降車場所を開示すると場所が特定され、今後の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの記載があるが何故支障をきたすのか説明が不十分である。
- (3) 全面開示しても事業の遂行に支障があるとは全く考えられない。

## 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

### 1 本件処分について

#### (1) 本件処分に係る公文書について

当該公文書は河川課及び石木ダム建設事務所のタクシー利用明細書及び請求書である。

#### (2) 条例第7条第1号の該当性について

請求書に記載されているタクシー会社の運転者名は、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第1号に該当し、不開示とした。

#### (3) 条例第7条第2号の該当性について

請求書に記載されているタクシー会社の社印・代表取締役印は、法人の正当な利益を侵害するおそれがあることから、条例第7条第2号に該当し、不開示とした。

#### (4) 条例第7条第5号の該当性について

石木ダム建設に係る付替道路工事については、県がすでに任意契約により取得している公有地において施工しているが、工事現場及び出入口付近において、事業に反対する人々が工事の妨害行為を行っている。このため、県はやむなく通常の勤務時間外に車両の出入を行うなど、事業に反対する人々と職員・施工業者の双方の安全に配慮しながら工事の進捗に努めている。

当該不開示部分には、当工事に関するタクシーの降車場所が記載されている。

これを開示した場合、工事に際しての職員の集合場所が特定され、事業に反対する人々の工事の妨害行為が容易になることにより、現場における安全確保が困難となり、工事の進捗に影響し、石木ダム事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第5号に該当し、不開示とした。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあつては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

### 2 本件処分に係る公文書について

本件処分に係る公文書は、河川課及び石木ダム建設事務所におけるタクシーの利用明細書及び請求書である。

当該公文書のうち条例第7条第1号、第2号及び第5号を根拠として実施機関が不開示とした部分があるが、条例第7条第1号及び第2号については、実施機関と請求人双方争いがないため、当審査会においては条例第7条第5号の該当性について検討する。

### 3 条例第7条第5号の規定について

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めている。

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

ここで「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」についても、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要であると解されている。

#### 4 条例第7条第5号の該当性について

本号を根拠として不開示とした部分は石木ダム付替道路工事のため、実施機関が利用したタクシーの降車場所である。

実施機関は、当該不開示部分を開示した場合、工事に際しての職員の集合場所が特定され、事業に反対する人々の工事の妨害行為が容易になることにより、現場における安全確保が困難となり、工事の進捗に影響し、石木ダム事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

しかし、当審査会が当該不開示部分を実際に見分したところ、別表に掲げる部分については、開示したとしても降車場所を特定することは困難であり、実施機関が主張するおそれがあるとは言えない。

したがって、別表に掲げる部分については条例第7条第5号に該当せず、開示すべきである。

その余については、開示した場合、降車場所が特定されることは明らかであり、実施機関が主張するおそれがあると認められ、条例第7条第5号に該当することから、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

#### 5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

#### 6 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 付言

本件部分開示決定通知書の不開示とした部分の理由において、条例第7条第5

号を根拠として、条文を引用して記載されているものの、事業の名称や事業に支障を及ぼすおそれが具体的に記載されていなかった。

部分開示決定通知書に付記すべき理由としては、単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、開示請求者が不開示の理由を明確に認識し得るものであることが必要であり、不開示情報の内容が明らかにならない限度内において、どのような類型の情報が記録されているかを示すことまでが求められていることを、実施機関においては十分理解のうえ、今後、適切な理由付記を行うべきである。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
平成29年6月28日	・ 弁明書、審査請求人からの反論書等を添えて実施機関から提出された諮問書を受理
平成29年7月11日	・ 審査会（概要説明、実施機関から意見聴取及び審査）
平成29年8月10日	・ 審査会（審査）
平成29年10月3日	・ 審査会（実施機関からの意見聴取及び審査）
平成29年11月14日	・ 審査会（審査）
平成29年11月29日	・ 答申

長崎県情報公開審査会委員名簿

氏名	役職	備考
植木博路	弁護士	会長
池本仁史	長崎新聞社取締役	
菅宜紀	長崎県立大学地域創造学部教授	
朝長真生子	司法書士	
藤野美保	行政相談員	会長職務代理者

別表

本審査会において開示すべきと判断した部分

No	公文書の名称及びページ数	開示すべき部分
1	1月31日付けの河川課のタクシー利用に係る明細書2ページ目	表中7行目及び8行目の区間の欄
2	1月31日付け2057107のタクシー利用に係る明細書	表中4行目、5行目及び10行目から17行目までの区間の欄
3	2月28日付け河川課のタクシー利用に係る明細書2ページ目	不開示部分全て
4	石木ダム建設事務所へのタクシー利用に係る請求書（A社分）	表中区間の欄の不開示部分全て

※ 表中の行数は、文字が記載された行（区分欄を含む）を上から数えたものである。